

海外人材 News Pick Up

Vol.13 (2024.10.21号)

外国人住民への窓口対応、地方自治体の負担増。需要が国の予算をオーバーする事態に

日本で生活する外国人住民の増加にあたり、地方の役所が窓口で彼らに多言語対応するための体制づくりに対して、国から「外国人受入環境整備交付金」がそのような地方自治体に対して出されていました。それが、その需要が多すぎて、そのための国の予算がオーバーしてしまい十分に交付金が出ない事態になってしまっているとの報道がありました。

▼出典：山陰中央新報デジタル：外国人生活相談、自治体の負担増 交付申請が国予算を超過
<https://www.sanin-chuo.co.jp/articles/-/658554>

法務省が来年度予算案として、外国人材受け入れ促進に昨年より68億円多く要求

法務省が2025年度予算案の概算要求として、在留カードとマイナンバーカードを一体化した「特定在留カード」の新規導入に82億円を要求。また、育成就労制度の創設に伴う取り組みのための経費など、外国人就労者のさらなる受け入れ促進へ362億円を要求。昨年より68億円も増しています。

▼出典：法務省：令和7年度概算要求について
<https://www.moj.go.jp/content/001423515.pdf>

第二種運転免許の学科試験が多言語対応へ

タクシーやバス運転手の仕事に必要な第二種運転免許の学科試験が多言語対応化され、20言語で受験できるようになりました。特定技能ビザの対象職種に解禁されたことにより、外国人運転手の増加を見込んでの緩和になります。

▼出典：警視庁：外国語により受験できる学科試験について
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/foreign_exam.html

岡山県で外国人材等支援推進条例が成立

これから働き手の不足がますます深刻になり、地域間で外国人就労者の争奪戦になっていくなか、岡山県で、「外国人に選ばれる県」になるべく、生活や労働環境の整備や地域住民とのコミュニケーションの充実化に向けた取り組みを盛り込んだ条例が県議会で可決成立しました。

▼出典：NHK NEWS WEB: 岡山県外国人材等支援推進条例が成立
<https://www3.nhk.or.jp/lnews/okayama/20241004/4020021565.html>

特定技能ビザで就労する外国人数、過去最多を更新

出入国在留管理庁が、特定技能ビザで就労する外国人の人数の最新統計データを公表(2024年6月末時点)。25万1747人にも上り、過去最多を更新しました。技能実習制度が約30年以上もかけて約40万人に達したのに対し、特定技能は開始からたった5年で25万人に達しました。驚異的な増加の勢いです。

▼出典：出入国在留管理庁：特定技能制度運用状況

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001424779.pdf>

技能実習生の失踪者、過去最多を更新

技能実習生で、職場から失踪した者が、昨年2023年で約9700名にも上り、過去最高を更新しました。国籍別でみるとベトナム人が最も多く5481名、ミャンマー人が1765名となっています。職種別でみると建設関係が最も多く、失踪した実習生の半数がそれに当たるとのことです。

▼出典:NHK NEWS WEB: 職場から失踪した技能実習生 過去最高の9700人余に

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240920/k10014586371000.html>

ミャンマーの情勢不安による特別措置の在留資格を、失踪した技能実習生が悪用するケースが多発

出入国在留管理庁では、かねてより、日本在住のミャンマー人を対象に、そのような彼らの母国においての情勢不安の影響で帰国したくてもできなかつたり現有の在留資格の活動が困難になってしまった場合には、特別に暫定的な在留資格「特定活動」を付与する措置を運用してきました。この在留資格は俗に「ミャンマー特活」と呼ばれています。

ちなみに、このミャンマー特活ビザというのは、就労する職種分野や職場はほぼ制限がなく、自分の意志で転職するのも自由。

それゆえか、ミャンマー人の技能実習生が失踪してこのミャンマー特活ビザに変更申請し、それが許可されてしまって移行するケースが多発していたのです。

そこで、出入国在留管理庁は、もともと技能実習生で来日して働いている人でまだ実習期間途中の場合は、基本的にこのミャンマー特活ビザへの変更を認めない運用方針を公表しました。

▼出典：出入国在留管理庁：本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置の運用の変更について

<https://www.otit.go.jp/files/user/0927-30.pdf>

実習生が困ったこと「作業の分担に不公平があった」

外国人技能実習機構が毎年恒例の帰国後実習生フォローアップ調査の最新版を公表しました。これは所定の実習期間を修了した後の実習生に対して行った実習期間の感想などに関するアンケート結果をまとめたものです。この中に「実習期間中に困ったこと」というアンケートがあり、その結果多かった回答をいくつかピックアップします。

「賃金が少なかった」「円安で生活が大変だった」「作業の分担に不公平があった」「仕事内容が契約時と違った」「企業と監理団体の連携がない」

▼出典:外国人技能実習機構:令和5年度技能実習制度に関する調査

https://www.otit.go.jp/research_chousa_r5/

マイナンバーカード
× 合体
在留カード
特定在留カード

入管で 役所で
ワンストップ申請可
切り替えは 任意

※出入国在留管理庁HPで掲載されている券面イメージを引用

外国人NEWS

在留カードとマイナンバーカードが合体。「特定在留カード」が誕生します。先般国会で入管法が改正され公布されました。入管で在留資格の申請をする際、または、役所で住所を届出する際に申請出来るようになります。

これまで在留カードは入管に、マイナンバーカードは役所にと、それぞれの機関で別個に手続きしなければならず、その不便さが課題とされてきました。

それが、在留カードとマイナンバーカードを一体化させ、その発行の手続きもワンストップで行えるようにする法改正が国会で成立しました。

一体化するカードの名称は「特定在留カード」。

マイナンバーカードのデザインを背景に在留カードの記載事項が載るようなイメージが入管から公表されています。

特定在留カードの新たな導入により入管や役所等の事務負担にもつながり、今国会でそれが成立されたことで、法務省は2025年度予算案の概算要求としてこの「特定在留カード」の導入に82億円を要求したとも報道がありました。

ちなみに、このカードを持つかどうかはあくまで本人の希望に任せるとのことで、任意とされています。よって、今まで通り在留カードとマイナンバーカードを別個に持っていたてもOKとのこと。

▼出典: 出入国在留管理庁: 改正法の概要(マイナンバーカードと在留カードの一体化)
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001420065.pdf>



外国人NEWS

外国人雇用に関する
注目ニュースやお役立ちトピックなど
初心者の方にも
分かりやすく解説。



フォロワー
4400 突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。